

☐ 代理人からの開示等のご請求の場合は、代理人に関する以下のいずれかの文書をご提出ください。

- a) 運転免許証、パスポート等の写真の写し（代理人の名前・住所が記載されたもの）
- b) 住民票の写し（開示等の求めをする日の前 30 日以内に作成されたもの）
- c) 代理人が弁護士の場合は、登録番号のわかる書類
- d) 本人による代理を示す旨の、委任状

===== 以下 弊社使用欄 =====

☐ 回答できない理由

(1) 3.4.4.1 のただし書きに相当

- a) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及びおそれのあるもの
- b) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
- c) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- d) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの

(2) 4.A.19

すでに、開示対象個人情報の利用目的を公表している。

<https://www.info-mkt.co.jp/practices.html>

(3) 4.A.7

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- c) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- d) 開示対象個人情報の利用目的を公表しており、利用目的が明らかであると認められる場合。

(4) 4.A.20

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- c) 法令に違反することとなる場合
- d) 法令の規定によって特別の手続が定められている場合

(5) 4.A.21

- a) 訂正等の対象が事実ではなく評価に関する情報である。
- b) 法令の規定によって特別の手続が定められている。

(6) 4.A.22

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- c) 法令に違反することとなる場合

以上